

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見

2024 年 10 月4日

日本商工会議所

【官民対話スキームについて】

- 適切な技術管理に向け、官民連携によるサプライチェーン全体での情報交換、特定の技術・製品を有する企業との対話にあたり、中堅・中小企業においてもグローバルサプライチェーンへ参画できるよう必要な情報提供・助言を積極的に行っていただきたい。
- 官民対話スキームの運用においては、技術分野における所管ごとの対応に差異が生じないよう、貿易経済安全保障局を中心に、原課への指導や統一的なルール設定により、円滑かつ効果的な安全保障上の情報が提供できるよう、適切な運用を図っていただきたい。

【対象技術の選定プロセスについて】

- 対象となる技術は、すでに述べられているように、産業界への負担や影響を考慮し、厳にリスクの高いものに絞り込むとともに、可能な限り、対象技術の選定プロセスを明確化・透明化すべきである。
- 今回の対象技術は、関係企業へのヒアリング等を経て選定されているものと想定されるが、制度開始後も、対象となる技術が追加される際には、中堅・中小企業も含め対象となる技術を有する企業への十分なヒアリングを行っていただきたい。
- また、対象となる技術については積極的に見直しを行い、規制の必要性が低下あるいは無くなった技術については除外するなど、真に実効性のある制度の運用を図られたい。

【制度の普及・周知について】

- 経済安全保障制度の全体像の理解促進はもとより、各制度の運用開始や省令の改正等に際しては、相談体制の整備や Q&A 形式や具体的な事例列挙なども含め、ベンチャーを含む中堅・中小企業に対し広く周知し、制度への理解を促進していただきたい。
- とりわけ関係する企業および対応を促したい団体等に対しては、プッシュ型で周知・説明するなど、よりていねいな対応をお願いしたい。

以 上